

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例等の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市税条例等の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例等の一部を改正する条例

(橋本市税条例の一部改正)

第 1 条 橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
(用語) 第 2 条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者)にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 第 7 条 略 (徴収猶予にかかる市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)	(用語) 第 2 条 この条例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 第 7 条 略
第 8 条 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。 2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶	第 8 条から第 17 条まで 削除

予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及び

その該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(7) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期

	間が3月を超える場合には、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類 (5) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u> (2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u> (3) <u>その他市長が必要と認める事項</u> 4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> (1) <u>第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> (2) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u> (2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u> (3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u> (4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u> (5) <u>その他市長が必要と認める事項</u> 6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u>
--	--

	(1) <u>第2項第4号に掲げる書類</u> (2) <u>その他市長が必要と認める事項を証する書類</u> 7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、14日とする。</u> <u>(徴収猶予の取消し)</u> <u>第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、</u> <u>次に掲げる債権とする。</u> (1) <u>介護保険料</u> (2) <u>後期高齢者医療保険料</u> <u>(職権による換価の猶予の手続等)</u> <u>第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第</u> <u>3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入</u> <u>とする。</u> 2 <u>第8条第2項から第4項までの規定は、第15条の5第2項において</u> <u>読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割し</u> <u>て納付し、又は納入させる場合について準用する。</u> 3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類</u> <u>は、次に掲げる書類とする。</u> (1) <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> (2) <u>分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u> (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 4 <u>法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15</u> <u>条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権</u> <u>とする。</u> (1) <u>介護保険料</u> (2) <u>後期高齢者医療保険料</u>
--	---

	(申請による換価の猶予の申請手続等) 第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、<u>納期限から6月とする。</u> 2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。 (1) <u>介護保険料</u> (2) <u>後期高齢者医療保険料</u> 3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。 4 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。 5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u> (2) <u>第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u> (3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u> (4) <u>その他市長が必要と認める事項</u> 6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> (2) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げ
--	--

る事項とする。 (1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u> (2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u> (3) <u>第5項第3号に掲げる事項</u> (4) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 8 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、14日とする。</u> 9 <u>法第15条の6の3第2項に規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u> (1) <u>介護保険料</u> (2) <u>後期高齢者医療保険料</u> (担保を徴する必要がある場合) 第13条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u> 第14条から第17条まで <u>削除</u>	(公示送達) 第18条 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第20条の2の規定による公示送達は、<u>橋本市広告式条例(平成18年橋本市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u> (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。
(公示送達) 第18条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、橋本市広告式条例(平成18年橋本市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u> (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。	(公示送達) 第18条 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第20条の2の規定による公示送達は、<u>橋本市広告式条例(平成18年橋本市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u> (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。

3 法人でない会社又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該会社又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない会社等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 略

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされ	年額 50,000 円

3 法人でない会社又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該会社又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない会社等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 略

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等	年額 50,000 円

る役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの (2)～(9) 略	の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの (2)～(9) 略
3 略	3 略
4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「<u>資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が</u>」とする。 (所得割の課税標準)	(所得割の課税標準) 第33条 略 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づき政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。
3～6 略 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略	3～6 略 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第36条の3の3 略	第36条の3の3 略
2～3 略	2～3 略
4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由す	4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由す

べき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	べき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5 略	5 略
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第48条 略	第48条 略
2～5 略	2～5 略
6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)(同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。	6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)(同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
第50条 略	第50条 略
2 略	2 略
3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除	3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除

き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合）にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（市民税の減免）

第51条 略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

（2）～（5） 略

3 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合には、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

（1）～（6） 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第1

き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合）にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（市民税の減免）

第51条 略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）住所及び氏名又は名称

（2）～（5） 略

3 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合には、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

（1）～（6） 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11

1号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。	号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略	(1) 代表者の住所及び氏名 (2)～(4) 略
2 略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(5) 略	2 略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。 (1) 代表者の住所及び氏名 (2)～(5) 略
2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において	2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において

「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者は、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 3・4 略 (固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者は、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 3 略 (住宅用地の申告) 第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者は、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (被災住宅用地の申告)	「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所及び氏名 (2)～(6) 略 3・4 略 (固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(6) 略 3 略 (住宅用地の申告) 第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称 (2)～(4) 略 2 略 (被災住宅用地の申告)
---	--

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。))の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合には、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係	第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。))の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合には、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
(2)～(6) 略 2 略 (軽自動車税の減免) 第89条 略 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称	(2)～(6) 略 2 略 (軽自動車税の減免) 第89条 略 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。))又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
(3)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)	(3)～(8) 略 3 略 (身体障がい等に対する軽自動車税の減免)

(2) 身体障がい者等の氏名、住所及び年齢 (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障がい者等との関係 (4) 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障がい名及び障がいの程度 (5)・(6) 略 3・4 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢 (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度 (5)・(6) 略 3・4 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、左に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引	(2)・(3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、左に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所及び氏名又は名称 (2)・(3) 略 附 則 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引

率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年)に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1

率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年)に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第321条の8第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

第9条 削除

項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、

第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
から控除するものとする。	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2～5 略	2～5 略
6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
8 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を	4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を

受けようとする者は、当該年度の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 略	受けようとする者は、当該年度の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 略
5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)・(3) 略	5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 略
6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(6) 略	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 略
7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(7) 略	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(7) 略
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする

者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項	者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(6) 略 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2)～(6) 略 (土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項
--	--

の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超え、当該宅地等調整固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定

の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超え、当該宅地等調整固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定

資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同

資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同

表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。))に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第15条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。))を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
----------	--------	--------

表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。))に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第15条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

第16条 削除

	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

第 16 条の 2 削除

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,495 円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 98 条第 1 項から第 4 項まで

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号までは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> (2)～(4) 略	の規定については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号までは第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> (2)～(4) 略
2 略 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)</u> (2)～(5) 略 4 略	2 略 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) <u>代表者の住所及び氏名</u> (2)～(5) 略 4 略

(橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成26年橋本市条例第50号。以下「一部改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

一部改正条例第1条中橋本市税条例附則第16条の改正部分を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
(軽自動車税の税率の特例)		(軽自動車税の税率の特例)	
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が始めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が始めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第82条第2号ア	3,900円	第82条第2号ア	3,900円
	6,900円		6,900円
	10,800円		10,800円
	3,800円		3,800円
	5,000円		5,000円
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が始めて平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第82条第2号ア	3,900円		
	6,900円		
	10,800円		
	3,800円		
	5,000円		

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

一部改正条例中附則を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

改正前

附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 第 1 条中橋本市税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条(第 1 条の規定による改正後の橋本市税条例(以下「新条例」という。))附則第 16 条に係る部分を除く。)の規定 平成 27 年 4 月 1 日	(3) 第 1 条中橋本市税条例第 82 条アの改正規定(「3,600 円」 「2,400 円」及び「5,900 円」に係る部分を除く。)並びに附則第 4 条第 1 項及び第 6 条(第 1 条の規定による改正後の橋本市税条例(以下「 新条例」という。))附則第 16 条に係る部分を除く。)の規定 平成 27 年 4 月 1 日
(4) 第 1 条中橋本市税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 4 項、附則第 5 条及び第 6 条(新条例附則第 16 条に係る部分に限る。)の規定 平成 28 年 4 月 1 日	(4) 第 1 条中橋本市税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び第 8 2 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定(「3,600 円」、「2,4 00 円」及び「5,900 円」に係る部分に限る。)並びに同条第 3 号の改正 規定並びに附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条(新条例附則第 16 条に係る部分に限る。)の規定 平成 28 年 4 月 1 日
(5)～(6) 略	(5)～(6) 略
(軽自動車税に関する経過措置)	(軽自動車税に関する経過措置)
第 4 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	第 4 条 新条例第 82 条第 2 号ア(「3,600 円」、「2,400 円」及び「5,90 0 円」に係る部分を除く。)の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自 動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、 なお従前の例による。
第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。	2 新条例第 82 条第 1 号、第 2 号(「3,600 円」、「2,400 円」及び「5,9 00 円」に係る部分に限る。)及び第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の 年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税 については、なお従前の例による。
第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動 車税について適用する。
2 略	2 略
第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項 後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の 適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新条例第82条 第2号ア	3,900円	3,100円	新条例第82条 第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第 16条第1項の表 以外の部分	第82条	橋本市税条例等の一 部を改正する条例(平 成26年橋本市条例第 50号。以下この条に おいて「平成26年改 正条例」という。)附 則第6条の規定により 読み替えて適用され る第82条	新条例附則第 16条の表以外 の部分	第82条	橋本市税条例の一部 を改正する条例(平成 26年橋本市条例第50 号。以下この条にお いて「平成26年改正 条例」という。)附則 第6条の規定により読 み替えて適用される 第82条
	第82条第2号ア	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用され る第82条第2号ア		第82条第2号ア	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用され る第82条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
新条例附則第 16条第1項の表 第82条第2号ア の項	3,800円	3,000円	新条例附則第 16条の表第82 条第2号アの項	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中橋本市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中橋本市税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成28

年1月1日

- (3) 第1条中橋本市税条例第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第7項及び第6条の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中橋本市税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第3項及び第8項、第4条第2項、第5条第1項、第7条及び第8条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の

施行の日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の橋本市税条例(以下「新条例」という。)第8条から第10条まで及び第13条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下、「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に對する寄附金について適用する。

5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の市税条例(以下「旧条例」という。)第63条の2第1項

並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年 総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方 税法施行規則(以下この節において「平成27年改正
---------	----------	--

		前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2の様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成27年橋本市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第101条第2項	当該各項	同項
	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行わ

れた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡し渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項、
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第6項	平成28年5月2日	平成29年5月1日
	平成28年9月30日	平成29年10月2日
	第4項から	第9項、第5項及び
第7項の表以外の部分		
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項

第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第6項	平成28年5月2日	平成30年5月1日
	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項

第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第147条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第147条の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による報告については、なお従前の例による。